

## 吸収合併・吸収分割した場合

種類	内容	対象	提出物
吸収合併	認定業者が、他の認定業者が認定を受けた業の区分に係る事業を、全部承継する場合	【承継する側】 吸収合併会社存続会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承継認定申請書（様式第 1 号の 3）</li> <li>・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）</li> <li>・吸収合併契約書等の写し （吸収合併の内容が確認できる書類）</li> <li>・吸収合併後の法人における自己評価表</li> <li>・吸収合併後の東京都産業廃棄物処理業許可証の写し</li> <li>・公社が交付した認定証の写し</li> </ul>
		【承継させる側】 吸収合併消滅会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止届出書（様式第 16 号）</li> <li>・交付を受けた認定証</li> </ul>
吸収分割	認定業者が、認定を受けた業の区分に係る事業を、他の認定業者に、全部承継する場合	【承継する側】 吸収分割承継会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承継認定申請書（様式第 1 号の 3）</li> <li>・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）</li> <li>・吸収分割契約書等の写し （吸収分割の内容が確認できる書類）</li> <li>・吸収分割後の法人における自己評価表</li> <li>・吸収分割後の東京都産業廃棄物処理業許可証の写し</li> <li>・公社が交付した認定証の写し</li> </ul>
		【承継させる側】 吸収分割会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止届出書（様式第 16 号）</li> <li>・公社が交付した認定証の写し</li> </ul>
新設合併・分割	吸収合併・分割により、新しく設立する会社に、事業の全部を承継する場合	承継できない。	
吸収合併・分割	実質的に事業を行っていない非認定業者に、事業の全部を承継する場合		

\* 認定有効期間は、承継した会社の有効期間となります。